

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

- ① 平成19年度の第5次医療法改正により、持分のない医療法人が原則的な医療法人と位置付けられた。
- ② 持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するため、第6次医療法改正により「認定医療法人制度」が、平成26年度税制改正により「出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が創設された。
- ③ さらに、移行を促進するため、改正医療法施行の日から平成32年9月30日までの間に認定を受けた認定医療法人（以下「新認定医療法人」という）が、持分のない医療法人に移行する場合、医療法人に対して贈与税を課さない措置が講じられる。

(2) 現状の移行税制

- ① 持分のある医療法人から持分のない医療法人へ移行する場合、原則として、医療法人を個人とみなして、医療法人が出資持分の放棄により受けた経済的利益について、贈与税が課される。ただし、一定の要件を充足する場合には、贈与税は課されない。
- ② 「出資持分を相続等により取得した相続人」又は「持分放棄により価値移転を受けた残存出資者」について、一定の要件に該当する場合には、相続税・贈与税の納税が猶予され、移行期限（認定日から3年以内）までに、出資持分が放棄された場合には、猶予されている相続税・贈与税は免除される。

(3) 内容

- ① 新認定医療法人が持分のない医療法人へ移行をした場合には、医療法人に対して贈与税は課されない。
- ② 新認定医療法人が、持分のない医療法人へ移行をした日から6年を経過する日までの間に認定が取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課される。

(4) 適用時期

- ① 改正医療法の施行日から平成32年9月30日までに認定を受けた医療法人が、移行計画に記載された移行期限（認定日から3年以内）までに移行した場合の贈与税について適用。

(5) 改正の影響

- ① 新認定医療法人の認定要件である運営の適正性要件の詳細については、今後医療法の改正で明らかになるため、この要件が現行の非課税基準に比べどの程度緩和されるか注視が必要となる。

2. 改正の趣旨・背景

現在、医療法人は約5万1千法人（平成28年3月厚生労働省調べ）存在し、そのうちの約8割（約4万法人）が、持分のある医療法人となっている。

医療法人の非営利性の徹底の観点から、平成19年度の第5次医療法改正により、持分のない医療法人が原則的な医療法人と位置付けられたが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行は十分に進んでいない状況であった。

そこで、移行を促進するため、第6次医療法改正により「認定医療法人制度」が、平成26年度税制改正により「出資持分に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」が創設された。

しかし、認定医療法人が持分のない医療法人へ移行した場合、原則として医療法人に対して贈与税が課されるため、移行のハードルになっていた。

そのため、円滑な移行を促進するため、改正医療法施行の日から平成32年9月30日まで認定を受けた認定新認定医療法人が持分のない医療法人に移行する場合、医療法人に対して贈与税を課さない措置が講じられる。

3. 現状の移行税制

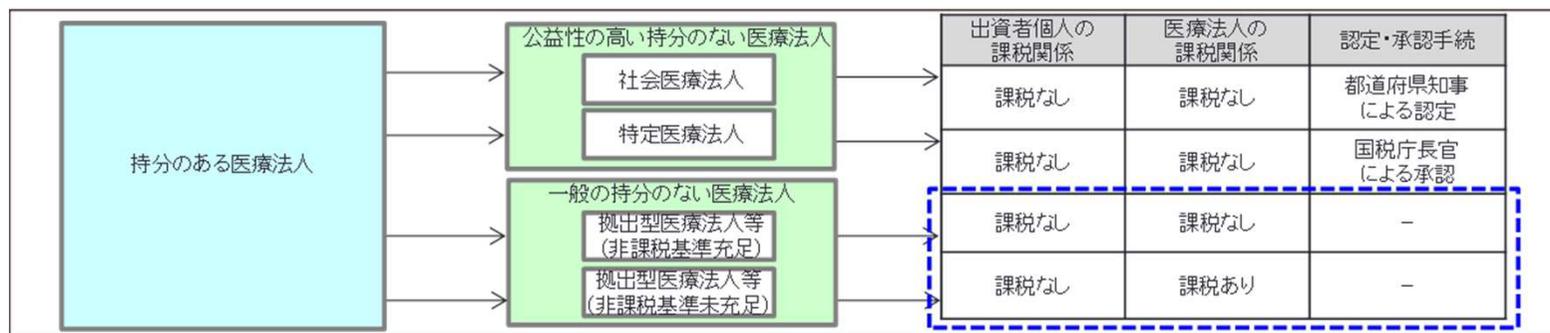
(1) 持分のない医療法人の創設（平成19年度医療法改正）

平成19年度の第5次医療法改正により、持分のない医療法人が原則的な医療法人と位置付けられた。

持分のある医療法人から持分のない医療法人（拠出型医療法人等）へ移行する場合、原則として、医療法人を個人とみなして、医療法人が出資持分の放棄により受けた経済的利益について、贈与税が課される。ただし、一定の要件（非課税基準（次頁参照））を充足する場合には、贈与税は課されない。

また、持分のある医療法人から公益性の高い持分のない医療法人（社会医療法人・特定医療法人）へ移行する場合には、医療法人に対して贈与税は課されない。

【持分のある医療法人から持分のない医療法人への現状の移行税制】



3. 現状の移行税制

【非課税基準】

1	運営組織の適正性(相続税法施行令第33条第3項第1号)	
	(1) 定款などに定めるべき事項 (個別通達15(1)ハ(イ))	
	理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること、役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと 等	
	(2) 事業運営が適正であること (個別通達15(2))	
	贈与等を受けた法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること	
	(3) 事業が社会的存在として認識される程度の規模を有していること(個別通達15(3))	
	(特定医療法人と同程度の要件)	(社会医療法人と同程度の要件)
事業 基準	社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること	社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	自費患者に対する請求金額が、社会保険診療報酬と同一基準により計算されること	自費患者に対する請求金額が、社会保険診療報酬と同一基準により計算されること
	医療診療収入 ≤ 患者等のために直接必要な経費 × 1.5	医療診療収入 ≤ 患者等のために直接必要な経費 × 1.5
	役員1人の年間給与総額が3,600万円以下	役員及び評議員に対する報酬等が不当に高額とならないように支給基準を定めること
施設 基準	病院 40床以上又は救急指定	病院又は診療所の名称が5疾病5事業並びに居宅等における医療の確保等に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
	診療所 15床以上かつ救急指定	
	差額ベット数が全病床数の30%以下であること	
又は		
2	同族親族等が役員等の総数の3分の1以下(相続税法施行令第33条第3項第1号)	
3	法人関係者に対する特別の利益供与の禁止 (相続税法施行令第33条第3項第2号、個別通達16)	
4	残余財産の帰属先を国若しくは地方公共団体又は公益法人等に限定(相続税法施行令第33条第3項第3号)	
5	法令違反等公益に反する事実なし(相続税法施行令第33条第3項第4号)	

3. 現状の移行税制

(2) 認定医療法人制度と納税猶予制度(平成26年度税制改正)の創設

① 認定医療法人

認定医療法人とは、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を意思決定し、移行計画について、厚生労働大臣から認定を受けた医療法人をいう。認定期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間である。

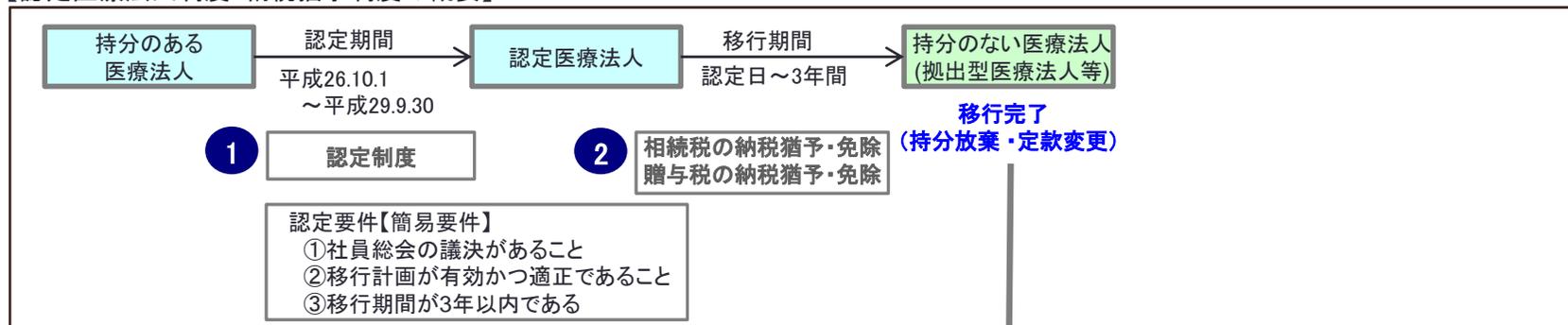
② 相続税・贈与税の納税猶予等

「出資持分を相続等により取得した相続人」又は「持分放棄により価値移転を受けた残存出資者」について、一定の要件に該当する場合には、相続税・贈与税の納税が猶予され、移行期限(認定日から3年以内)までに持分が放棄された場合には、猶予されている相続税・贈与税は免除される。

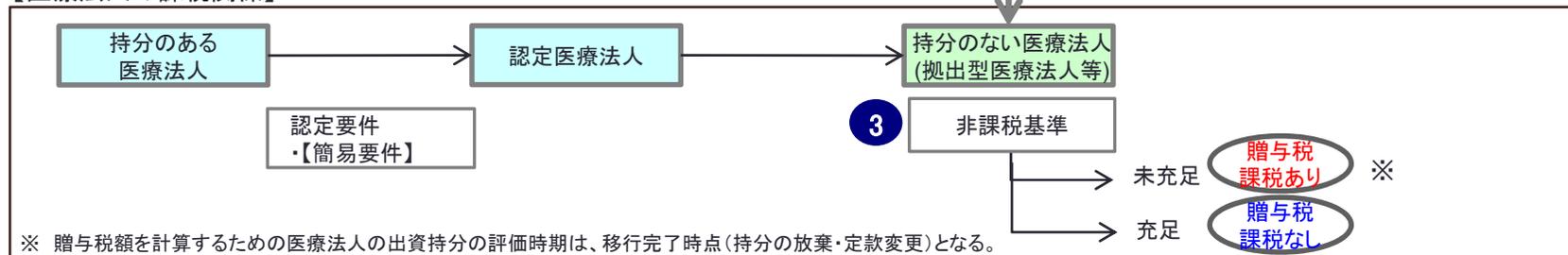
③ 医療法人に対する贈与税課税

認定医療法人が持分のない医療法人へ移行した場合、原則として医療法人を個人とみなして、医療法人が出資持分の放棄により受けた経済的利益について贈与税が課される。ただし、一定の要件を充足する場合には贈与税は課されない。

【認定医療法人制度・納税猶予制度の概要】



【医療法人の課税関係】



4. 改正の内容

(1) 新認定医療法人の移行時課税

新認定医療法人の出資者が出資持分を放棄し、認定移行計画に記載された移行期限までに持分のない医療法人へ移行をした場合には、医療法人が放棄により受けた経済的利益については、医療法人に対して贈与税は課されない。

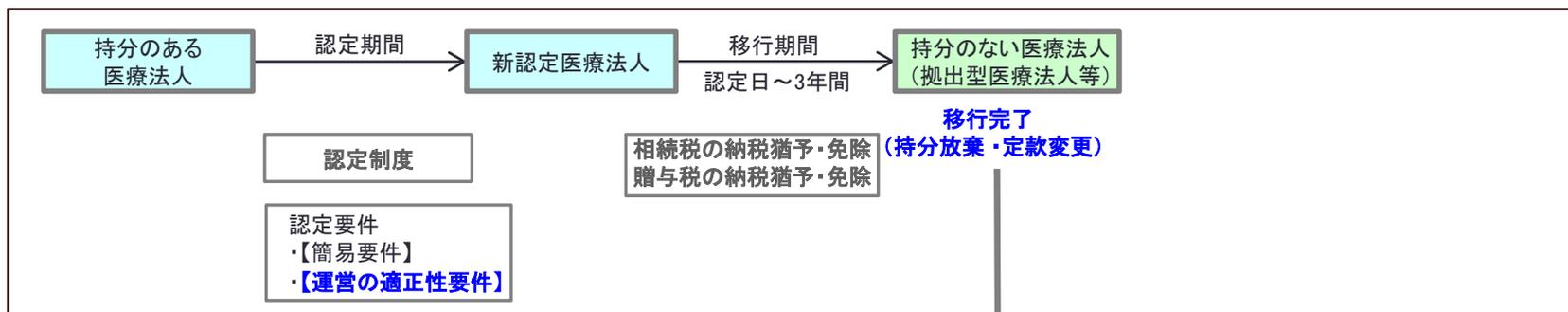
なお、改正前の認定要件(簡易要件)に、「運営の適正性要件」(※)が追加されることが想定される。

※厚生労働省「平成29年度 厚生労働省関係税制改正事項の概要」(次頁参照)

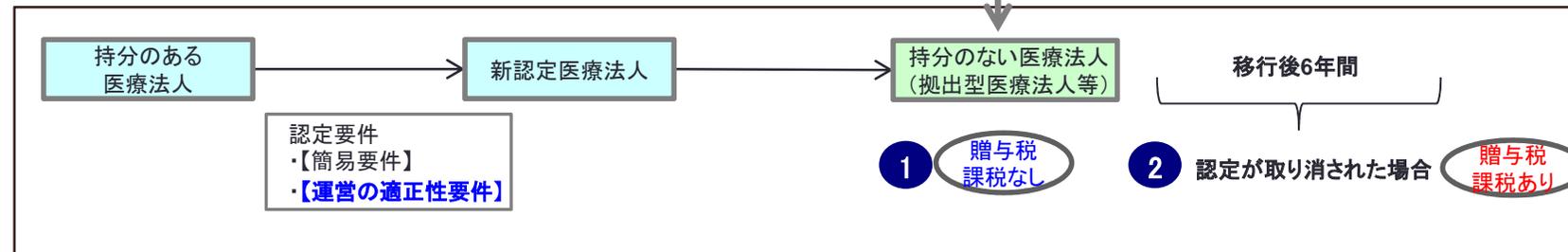
(2) 新認定医療法人の移行後課税

新認定医療法人が、持分のない医療法人へ移行をした日から6年を経過する日までの間に認定が取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課される。

【新認定医療法人制度・納税猶予制度の概要】



【医療法人の課税関係】



5. 改正の適用時期

改正医療法の施行日から平成32年9月30日までに認定を受けた医療法人が、移行計画に記載された移行期限(認定日から3年以内)までに移行した場合の贈与税について適用。

6. 改正の影響

新認定医療法人の認定要件である運営の適正性要件の詳細については、今後医療法の改正で明らかになるため、この要件が現行の非課税基準に比べどの程度緩和されるか注視が必要となる。

7. 参考資料

